

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(目的) 第一条 この条例は、経済的理由により高等学校等における修学に困難がある者に対し修学上必要な学資金の一部（以下「<u>奨学奨学金</u>」という。）又は入学に必要な経費の一部（以下「<u>入学準備金</u>」という。）を、高等学校等に在学する者で留学を行うものに対し留学に必要な経費の一部（以下「<u>留学奨学金</u>」という。）を貸し付けることにより、<u>奨学意欲のある者の教育を受ける機会を</u>拡充を図り、もつて有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 (略) 一 (略) 二 奨学金 修学奨学金、<u>入学準備金及び留学奨学金</u>をいう。 三 (略)</p> <p>(奨学生の資格) 第三条 (略) 一 (略) 二 貸付けを受ける者が独立して生計を営む場合はその者が、貸付けを受ける者が独立して生計を営まない場合はその者を所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者とする者、同項第三十四号に規定する扶養親族とする者その他これらに準じる者として知事が定めるものが、<u>県内に住所を有すること。</u></p> <p>三二五 (略)</p> <p>21 入学準備金の貸付けを受けることができる者は、前項第二号から第五号までに掲げる要件を満たし、かつ、高等学校等に入学（中等教育学校の後期課程への進級を含む。以下同じ。）しようとしているものでなければならぬ。</p> <p>31 留学奨学金の貸付けを受けることができる</p> | <p>(目的) 第一条 この条例は、高等学校等に在学する者のうち、経済的理由により修学に困難がある者に対し修学上必要な学資金の一部（以下「<u>奨学奨学金</u>」という。）を、<u>留学を行う者</u>に対し留学に必要な経費の一部（以下「<u>留学奨学金</u>」という。）を貸し付けることにより、<u>奨学意欲のある者の教育を受ける機会を</u>拡充を図り、もつて有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 (略) 一 (略) 二 奨学金 修学奨学金及び<u>留学奨学金</u>をいう。 三 (略)</p> <p>(奨学生の資格) 第三条 (略) 一 (略) 二 貸付けを受ける者が独立して生計を営む場合はその者が、貸付けを受ける者が独立して生計を営まない場合はその者を所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する<u>控除対象配偶者</u>とする者、同項第三十四号に規定する扶養親族とする者その他これらに準じる者として知事が定めるものが、<u>県内に住所を有すること。</u></p> <p>三二五 (略)</p> <p>21 留学奨学金の貸付けを受けることができる</p> |

者は、第一項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものでなければならぬ。

第四条 (略)

(入学準備金の貸付額等)

第四条の二 入学準備金の貸付額は、五万円、十万円又は十五万円のうち奨学生が希望する額とする。

2| 入学準備金は、一括して貸し付ける。

3| 前条第三項の規定は、入学準備金について準用する。

(留学奨学金の貸付額等)

第四条の三 (略)

2| 第四条第三項及び前条第二項の規定は、留学奨学金について準用する。

(奨学金の申請及び推薦)

第五条 (略)

3 第一項の申請書を受領した学校の長は、当該申請者が第三条第一項各号、第二項又は第三項に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を当該申請書に添えて知事へ送付するものとする。

(奨学生の決定)

第七条 知事は、第五条の規定により提出された申請書を第三条第一項各号、第二項又は第三項に掲げる要件に照らして審査の上、予算の範囲内で、奨学金を貸し付けることが適当と認められる者を奨学生として決定する。

2 (略)

第八条 (奨学金の打切り及び休止)

第八条 (略)

1 修学奨学金に係る奨学生にあつては第三条第一項各号のいずれかの要件に、入学準備金に係る奨学生にあつては同条第二項の要件に、留学奨学金に係る奨学生にあつては同条第三項の要件に該当しなくなった場合

二一五 (略)

2| 知事は、入学準備金に係る奨学生が修学奨学金の貸付けを受けた場合において、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了し、又は前項の規定により当該修学奨学金の貸付けが打ち切られたときは、当該入学準備金の貸付けを打ち切るものとする。

3| 入学準備金に係る奨学生が高等学校等に入

者は、前項第一号及び第二号に掲げる要件を満たし、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものでなければならぬ。

第四条 (略)

(留学奨学金の貸付額等)

第四条の二 (略)

2| 留学奨学金は、一括して貸し付ける。
3| 前条第三項の規定は、留学奨学金について準用する。

(奨学金の申請及び推薦)

第五条 (略)

3 第一項の申請書を受領した学校の長は、当該申請者が第三条第一項各号又は第二項に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を当該申請書に添えて知事へ送付するものとする。

(奨学生の決定)

第七条 知事は、第五条の規定により提出された申請書を第三条第一項各号又は第二項に掲げる要件に照らして審査の上、予算の範囲内で、奨学金を貸し付けることが適当と認められる者を奨学生として決定する。

2 (略)

第八条 (奨学金の打切り及び休止)

第八条 (略)

1 修学奨学金に係る奨学生にあつては第三条第一項各号のいずれかの要件に、留学奨学金に係る奨学生にあつては同条第二項の要件に該当しなくなった場合

二一五 (略)

4| 学した場合の第一項第一号の適用については、同号中「同条第二項」とあるのは「同条第一項各号のいずれか」と読み替えるものとする。(略)

(償還方法)

2| 第九条 修学奨学金に係る借受者は、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月又は前条第一項の規定により当該修学奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、当該修学奨学金を償還しなければならない。

2| 入学準備金に係る借受者は、高等学校等を卒業する月の翌月又は前条第一項(同条第三項の規定により同条第一項第一号を読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二項の規定により当該入学準備金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月のいずれか早い月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、当該入学準備金を償還しなければならない。

3| 前項の規定は、留学奨学金に係る借受者について準用する。

4| 前三項の規定にかかわらず、借受者は、奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

5| 前各項の規定にかかわらず、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

一 (略)

二 第一項から第三項までの規定による奨学金の償還を怠ったとき。

2| (略)

(償還方法)

2| 第九条 修学奨学金に係る借受者は、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月又は前条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、奨学金を償還しなければならない。

2| 留学奨学金に係る借受者は、高等学校等を卒業する月の翌月又は前条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られた日の属する月の翌月のいずれか早い月から起算して六月を経過した後、十年以内の期間において規則で定めるところにより、奨学金を償還しなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、借受者は、奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

4| 前三項の規定にかかわらず、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

一 (略)

二 第一項及び第二項の規定による奨学金の償還を怠ったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例の規定により貸し付ける入学準備金については、令和二年度以降に高等学校等に入学者(中等教育学校の後期課程への進級を含む。)しようとしている者から貸し付ける。